

建築物が著しく保安上危険となるおそれがある状態の判定表

○下記判定表の評点の合計が 100 点を超えると、特定空家等に該当と判断

部位	部位別危険度			評 点
	A ランク	B ランク	C ランク	
基礎、土台、柱又ははりの状況	25 点 柱、はりが傾斜しているもの、土台、柱又ははりが腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	50 点 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等、大修理を要するもの	100 点 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危惧があり、建築物の除却が必要なもの	点
外壁の状況	12.5 点 外壁面の一部に剥落、破損、飛散等があり、小修理を要するもの	25 点 外壁面に著しい剥落、ずれ、破損、飛散が生じており、大修理を要するもの		点
屋根の状況	12.5 点 屋根ふき材料の一部に剥落、ずれ、破損等が生じており、小修理を要するもの	25 点 屋根ふき材料に著しい剥落、ずれ、破損等が生じており、大修理を要するもの	50 点 屋根が柱、はりの状況によって、著しく変形、若しくは屋根ふき材料に、全面的に剥落、ずれ、破損等が生じており、落下の危惧があり、建築物の除却が必要なもの	点
部位別の危険度「評点」の合計				点